（資本整理の認定に係る信託受益権等の処分等が困難と認められる場合）

第八十一条の三十　法第三十四条の九の九第二項第五号に規定する主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　信託受益権等がその内容に照らして譲渡その他の処分を行うことが著しく困難なものであることその他の事由により、協定銀行が当該信託受益権等につき譲渡その他の処分を円滑に実施できる見込みがない場合

二　信託受益権等に係る取得優先出資等につき、その処分をし、又は剰余金をもってする消却若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合

（法第三十四条の九の十三第一項及び第二項に規定する主務省令で定めるところにより計算した金額）

第八十一条の三十一　法第三十四条の九の十三第一項に規定する主務省令で定めるところにより計算した金額は、一般勘定（同項に規定する一般勘定をいう。次条第一項第二号及び第二項第二号において同じ。）から支出された金額に付保預金割合を乗じた金額とする。

2　法第三十四条の九の十三第二項に規定する主務省令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する損失の額に付保預金割合を乗じた金額とする。

3　前二項の「付保預金割合」とは、資本整理を行う認定特別対象協同組織金融機関等（法第三十四条の九の十第一項に規定する認定特別対象協同組織金融機関等をいい、労働金庫等に限る。以下この条において同じ。）が法第三十四条の九の九第二項の認定を申請するに際し、当該認定特別対象協同組織金融機関等に係る負債（次に掲げるものを除く。）の額の合計額に預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第四十九条第二項に規定する保険事故が発生したと仮定した場合の同法第五十四条第一項に規定する支払対象一般預金等に係る保険金の額及び同法第五十四条の二第一項に規定する支払対象決済用預金に係る保険金の額の合計額に相当する額が占める割合をいう。

一　労働金庫法施行規則第五十七条第二項第一号の規定に基づき計上された引当金（債務性のない負債性引当金に限る。）

二　金融商品取引責任準備金（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十八条の三第一項の金融商品取引責任準備金をいう。）

三　繰延税金負債（労働金庫法施行規則第百十三条第一項に規定する別紙様式第九号又は第十号の貸借対照表（次号において「各貸借対照表」という。）に記載された繰延税金負債をいう。）

四　再評価に係る繰延税金負債（各貸借対照表に記載された再評価に係る繰延税金負債をいう。）

（機構における勘定間の繰入れ）

第八十一条の三十二　預金保険機構（次項において「機構」という。）は、法第三十四条の九の十三第一項の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

一　繰入れを必要とする理由を記載した書面

二　金融機能強化勘定（法第四十三条に規定する金融機能強化勘定をいう。次項第二号において同じ。）から一般勘定への繰入れを行おうとする額の算定根拠を記載した書面

三　その他法第三十四条の九の十三第一項の規定による認可に係る審査をするため参考となるべき書類